

令和7年度版

看護学生修学資金貸与のしおり

市立甲府病院では、助産師及び看護師（以下「看護師等」といいます。）を養成する大学や専門学校など（以下「養成施設」といいます。）に在学している学生の皆さんに、その修学を支援するための修学資金を貸与します。

この修学資金制度は、看護師等の養成施設を卒業後に、市立甲府病院において、看護師等として就業することを前提とした貸付金です。

貸与を希望される方は、「貸付金」という趣旨を十分に考慮したうえで、申請するかどうかを決めてください。

市立甲府病院

055-244-1111(代)

令和7年度 看護学生修学資金貸与について

I 修学資金の貸与について

〔貸与の対象者〕

修学資金の貸与申請ができるのは次の要件をすべて満たす者です。

- (1) 看護師等の養成施設に在学している者
- (2) 養成施設を卒業後、直ちに当院において、看護師等として就業する意思を有する者〔甲府市職員採用試験の受験資格要件を満たしている者〕
- (3) 学業成績が良好で、心身が強健である者
- (4) 在学している養成施設長の証明を受けた者
- (5) 返還債務に係る連帯保証人1名の承諾を受けた者

※養成施設は、保健師助産師看護師法第20条及び第21条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した養成所です。

〔貸与の金額〕

月額 50,000円 又は月額 30,000円

〔募集人員〕

若干名

〔貸与の期間〕

開始月（令和7年4月）から**正規の修学課程**が終了するまでの期間です。

〔貸与の停止〕

修学資金の貸与を受けている者が休学し、または停学処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで、修学資金の貸与を停止します。

〔貸与の方法〕

貸与を受ける者名義の口座に3か月分を一括して振り込みます。

〔連帯保証人〕

修学資金の貸与を受けようとする者は、債務に係る連帯保証人1名が必要です。

連帯保証人は、成年で独立の生計を営む者であり、修学資金の貸与を受ける者と相互に連帯して返還債務を負担しなければなりません。

連帯保証人は、独立の生計を営む者とし、他の者の扶養家族になっている者や無資力の者は選定することができません。

また、連帯保証とは、修学資金の返還義務が発生した場合に、貸与を受けた者に資力・返済能力があったとしても、先んじて連帯保証人に対して返還を請求することができます。

したがって、債務に係る連帯保証人を依頼するときは、このことを十分に説明したうえで承諾を受けてください。

〔貸与決定の取消し〕

修学資金の貸与を受けている者が、次のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与の決定を取り消します。

- (1) 看護師等の養成施設を退学したとき。
- (2) 当院に看護師等として就業する意思を有しなくなったと認められたとき。
- (3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められたとき。
- (4) 学業成績が著しく不良になったと認められたとき。
- (5) 修学資金の貸与を辞退したとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) その他適当でないと認められたとき。

II 修学資金の返還について

修学資金の貸与を受けた者は、貸与期間が終了したとき、または貸与の決定が取り消されたときは、貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければなりません。

返還方法は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3か月以内に、貸与を受けた修学資金を返還しなければなりません。

ただし、次の〔返還猶予〕及び〔返還免除〕の要件に該当するときは、この限りではありません。

〔返還猶予〕

修学資金の貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の返還債務の履行を申請することにより猶予します。

- (1) 看護師等の養成施設を卒業後、直ちに当院において看護師等として就業し、かつ、引き続き勤務しているとき。
- (2) 看護師の養成施設を卒業後、将来当院に助産師として就業する意思をもって、助産師の養成施設に在学しているとき。
- (3) 疾病、負傷その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難なとき。
- (4) その他特別の事由があると認められたとき。

〔返還免除〕

修学資金の貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の返還債務の全部又は一部を申請することにより免除します。

- (1) 看護師等の養成施設を卒業後、直ちに当院において看護師等として就業し、かつ、引き続き一定期間を勤務したとき。
- (2) その他特別の事由があると認められたとき。

当院に勤務した期間が、修学資金の貸与を受けた月数分に12月を加算した期間に達したときは、貸与を受けた金額の全額を免除します。

また、達しないときは、その勤務した期間の月数から12月を減じた月数に貸与月額を乗じた金額を免除します。（*貸与金額月額3万円の場合、返還免除期間は貸与を受けた月数分と同月数の勤務期間で全額を免除額とし、貸与を受けた月数に満たないときは当該月数の勤務期間で3万円を乗じて得る額を免除額とする）

Ⅲ 修学資金の貸与申請について

〔申請書類〕

修学資金の貸与を受けようとするときは、次の申請書類が必要となります。
また、その他に必要な書類の提出を求める場合があります。

- (1) 看護学生修学資金貸与申請書（第1号様式）
 - ※ 連帯保証人1名の署名・捺印が必要になります。
 - ※ 在学している養成施設長の証明を受ける必要があります。
- (2) 申請理由書
- (3) 申請者の住民票の写し
 - ※ 個人番号（マイナンバー）の記載は不要。
- (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (5) 養成施設の長が発行する学業成績等に関する証明書
 - ※ 在学期間が1年未満の場合は、最終卒業学校のもの。
- (6) 連帯保証人の所得がわかる書類
 - ※ 令和6年分の源泉徴収票の写し、または令和6年分の所得が分かる書類
 - ※ 貸与決定した者は、市町村が発行する令和6年分の所得証明書の提出（提出期間：6月2日～6月6日）が必要となります。

〔申請期間〕

令和7年4月1日(火)から令和7年5月7日(水)まで

〔申請方法〕

上記の申請書類を市立甲府病院に直接提出、または郵送により申請してください。
なお、郵送の場合は5月7日までの消印のものを受け付けます。

〔貸与の決定〕

提出された申請書類の審査及び面接を行い、修学資金の貸与決定した者には、直接本人に貸与決定通知書（第2号様式）を送付します。

〔面接日〕 令和7年5月中を予定

〔注意事項〕

申請者は、「市立甲府病院看護学生修学資金貸与条例」及び「同条例施行規則」を確認し、本制度の趣旨を十分に理解のうえ申請してください。

修学資金の貸与を受けている者でも、当院への就業を約束するものではありませんので、甲府市職員採用試験（看護職）に合格する必要があります。また、採用試験に合格している者でも、看護師等の資格免許を取得できない場合は、採用資格が取り消されます。

提出された申請書類は、一切お返しできませんのでご了承ください。

なお、貸与申請書などに記載されている個人情報、本制度に係ること以外には使用しません。

【問い合わせ先】

市立甲府病院 看護学生修学資金貸与担当

〒400-0832 甲府市増坪町 366 番地

TEL : 055-244-1111(代) FAX : 055-220-2650